

小川富也税理士事務所だより



**地価上昇が全国に波及
地方圏の上昇が顕著に**

国土交通省が発表した2018年1月1日時点の公示地価は、商業・工業・住宅の全用途（全国）で0・7%のプラスと3年連続で上昇した。地方圏の商業地が前年から0・5%上昇し、26年ぶりにプラスに転じた。都心を中心と進んできた地価の回復が、地方の再開発地域や観光地などに広がりつつある。

東京、名古屋、大阪の3大都市圏を含む商業地の全国平均は、プラス1・9%と3年連続で上昇した。地方圏のうち札幌、仙台、広島、福岡の中核的な4市の商業地がプラス7・9%と高い伸びとなつたほか、それ以外の地方も下げ幅が縮小した。再開発や訪日外国人観光客の増加によるホテル建設などが増えているのが要因。地方圏は、住宅地を含む全用途でもプラス0・4%とわずかに上昇して下げ止回復傾向が鮮明となつた。

一方、住宅地も全国平均が0・3%上昇し、横ばいだつた前年から10年ぶりに上昇に転じた。

リーフレットでは、事業承継をこれから考える企業向けに事業承継診断やよろづ支援拠点での無料の専門家派遣、後継者不在の企業にM&Aのマッチングを支援する事業引継ぎ支援センター、事業承継の実行段階にある企業向けに事業承継税制やM&Aを実施する際の税制優遇などを紹介している。

承継後に新たなチャレンジをする企業には、設備投資、

事業承継の3ステップ紹介 中小企業庁がリーフレット

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

販路拡大、既存事業の廃業などの経費を支援する事業承継補助金を紹介している。
リーフレットは中小企業庁HPでダウンロードできる。

平成30年度税制改正 審議遅れも年内成立

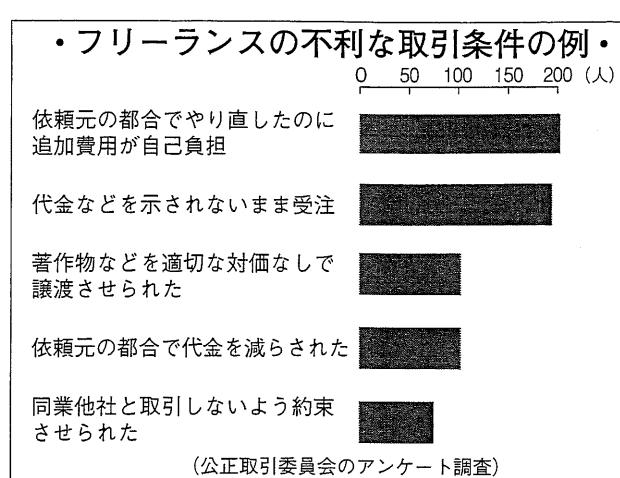
財務省の決裁文書問題で国際審議の遅れが懸念された平成30年度税制改正関連法案が3月28日の参院本会議で可決・成立した（出国時に1人1000円を課す「国際観光旅客税法案」は4月11日可決・成立）。

本年度の税制改正は、働き方の多様化を踏まえ「個人所得課税の見直し」を行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向けた「賃上げ・生産性向上のための税制措置」および「地域の中小企業の設備投資を促進するための税制措置」、経営者の高齢化と後継者不足問題の対応として「中企業の事業承継の拡充」などが柱になっている。

裁量労働制



実際に働いた時間でなく、あらかじめ労使で決めた「みなし労働時間」を基に賃金を支払う制度。一般的には労働基準法に基づく法定労働時間（1日8時間）で働き、実際の労働時間が法定を超えると残業代が払われる。仕事の進め方や時間配分を自分で決められる労働者に適用できる。どんな業種にも適用できる説ではなく、厚生労働省が定めた業務に限定されていて、「専門業務型」と「企画業務型」と「企画業務型」とある。専門型は研究開発職やシステムエンジニアなど、企画型は本社で経営の企画・立案などの業務に携わる人が対象。労働者が柔軟に働ける制度だが、不当な長時間労働を助長する恐れがあると指摘されている。



「フリーランス」との契約をめぐり、公正取引委員会は、発注企業による不利益を強いる行為からフリーランスを保護することを柱とするガイドラインを公表しました。無理な条件を押しつけた場合は独占禁止法違反に当たるとする初の判断を示しました。そこで今回は、フリーランスとの契約で留意すべきことなどを取り上げます。



フリーランスとの契約 不利な取引条件を規制 —公取委がガイドライン

公正取引委員会が保護の必要があるとみるのは、雇用契約を結ばない独立した個人事業主として「業務委託契約」などの形で企業からの仕事を請け負っている人たちです。フリーランスのI.T.技術者、デザイナー、「ひとり親方」と呼ばれる建設業の職人、トラック運転手など幅広く、こうした働き手には労働基準法などの労働法制は適用されません。「事業者対事業者」の契約関係になり、雇用関係ではないからです。

こういった取引では、フリーランスの立場の弱さ故に不利な取引条件の押し付けが問題となっています。そこで公取委は長年の独禁法運用の慣行を改め、一定の場合にはフリーランスの労働分野に独禁法を適用していくことを明確にしました。人材不

足が深刻化する中、不利益な取引条件を独禁法が禁じる公正な人材獲得競争をゆがめる行為とみなしました。これにより、今までには、フリーランスとしての働き方は、独占禁止法と労働基準法の間で揺れ動くグレーゾーン存在でしたが、今回の考え方により保護されることとなります。

■不利な取引条件の事例■

公取委の調査によると、フリーランスの約6割が発注者との関係で不利益を被った経験があると回答して

おり、不利な取引条件を受け入れている人は少なくないという実態が浮き彫りになりました。

「依頼元の都合でやり直しをしたのにその分の費用を自己負担させられた」が37%、「企業から契約書面が交付されなかつた」が34%に上っています。また、「依頼元の都合で代金を減額された」「同業他社とは契約しないよう約束させられた」「著作物を適切な対価なしで譲渡させられた」「フルタイムで働くなければ契約を切ると言わされた」といったケースも挙げられています。

こうした実態を踏まえ、報告書で

報酬の支払い遅れや、一方的な減額に加え、発注した製品の受け取り拒否などは「優越的地位の濫用」に該当するとしました。また、企業が「秘密保持契約」を盾に競合他社との契約を過度に制限したり、イラストやソフトなどの成果物に必要以上に利用制限や転用制限をかけたりする行為も違反の恐れがあるとしました。

多様な働き方が広がりをみせる中、今後、労働者か個人事業主か判別がつきにくい働き手が増えることが予想されます。I.T.を駆使して在宅で働く主婦や副業・兼業の人も含めると、フリーランスで働く人材は1100万人を超えるとの試算もあります。

また、企業にとつてもフリーランスへの外注はコスト削減の面から活用が増加しています。しかし、公取委が違反行為を認定すれば、排除措置命令の対象になる可能性があり、場合によっては課徴金が課されることもあります。

今後、企業においてフリーランスと契約する場合には、契約内容が優越的地位の濫用規制に違反していないか、より慎重に見直すことが重要といえます。

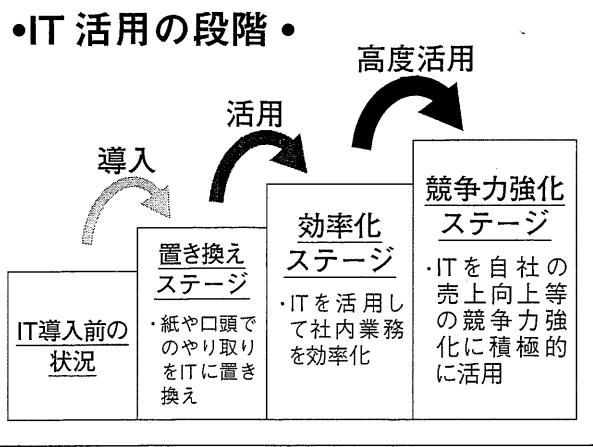
経営コナー

中小企業のIT活用 導入による効果を検討

■IT導入補助金の概要■

企業の生産性を向上させるためには、効率的なIT活用が必要であると考えられていますが、中小企業においては、設備投資に必要なコストや社内に人材がないなどの理由からIT活用があまり進んでいないといわれています。そこで今回は、中小企業のIT活用の進め方や補助金の概要について紹介します。

中小企業庁の「IT活用に関するアンケート調査」によると、中小企業の6割以上が経営課題の解決にITを活用して社内業務を効率化し、ITを売上向上の競争力強化に積極的に活用



ITの活用が必要だと答えていました。経営課題の内容としては、「コスト削減、業務効率化」や「営業力・販売力の維持強化」をあげる企業が多く、ITにコスト削減や売上向上などを期待しています。ITの導入を検討するにあたり、「自社が実行して本当に効果が出るのだろうか」との疑問が湧くかもしれません。そこで、まず自社の現状を整理して、「ITで処理しないとどうしようもないもの」「ITで処理した方が楽なもの」「ITを活用した方がいいもの」といった観点で業務を見極め、段階的に活用を進めています。

■IT活用の効果■

現在のIT環境を活用することで時間を使えます。

(1) 製品・サービスのPR力を上げる
自社の製品・サービスを知つてもらうツールとしてホームページ、ブログなどがあります。また顧客との関係を深めるためにメールマガジンやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を活用することも効果的です。

(2) 商品の競争力を高める
顧客の好みを履歴データから分析し、商品やサービスの開発を行ったり、短納期で精度の高いモノづくりを行つたりするためにもITが使えます。受注から生産までの情報を一元管理する仕組み、ミスを起こさない管理システムなども挙げられます。

(3) 情報を共有化
情報をいつでもどこでも関係者と共有することにより、ビジネスをスピード的に正確に進めます。また外出していても迅速な対応が図れるよう、タブレットやスマートフォンなどのモバイルツールを活用すること

効果が見込める3つのポイントを紹介します。これは多くの企業に共通するポイントであり、「顧客・取引先をはじめとする関係者にいかに迅速に、的確に対応し、信頼を得るか」につながります。

■IT導入補助金■
中小企業庁では、中小企業を対象に、ITツール導入にかかる経費の一部を補助する「IT導入補助金」(サービス等生産性向上IT導入支援事業)を設けています。

「IT導入補助金」は、中小企業・小規模事業者等に対し、生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための費用が補助される補助金で、補助対象は、ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連経費等です。

補助金額の上限額は50万円、下限額は15万円、補助率は2分の1以下となっています。

例えば、経費が100万円の場合、補助金の額は上限の50万円が支給され、実質50万円の費用でITツールの導入が可能になります。

一次公募の申請が4月中旬より開始されています。申請方法はITベンダー・サービス事業者と言われる経済産業省から許可を得た事業者が補助事業者(補助金を受け取る企業)に代わって申請の手続を行います。

IT導入補助金の詳細は補助金事務局HPをご参照ください。
<https://www.it-hojo.jp/>



◆平成30年度税制改正◆ 少額減価償却資産と交際費 特例措置の2年延長

先般成立した平成30年度税制改正において、中小企業にとって身近な制度でもある「少額減価償却資産」と「交際費」の特例の適用期限が、これまでと同様に延長されることになっています。中小企業では利用頻度の高い制度となつておりますので、今一度、その特例内容を把握しておきましょう。

■少額減価償却資産の取得価額の 損金算入の特例

中小企業者等が平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得した30万円未満の減価償却資産について、その減価償却資産を事業の用に供した事業年度において損金経理した場合には、取得価額の合計額300万円を上限として、全額損金算入（即時償却）することを認めるものです。

今年度税制改正では、「中小企業における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減および少額資産の取得促進による事務処理能

力・事業効率の向上を支援するため」として、適用期限が平成31年度末まで変更なく2年延長されました。

■交際費課税の特例

交際費は原則として「損金不算入」とされていますが、現行では次の特例が認められています。

①法人が平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各

事業年度において支出する交際費等の額のうち、飲食接待費の50%に相当する金額までは損金算入（大法人も利用可能）が認められています。

②さらに、中小法人については、前記の「飲食接待費50%の損金算入」に代えて、「年間800万円（定額控除限度額）までの損金算入」との選択適用が認められています。

今年度税制改正では、「交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため」として、適用期限が平成31年度末まで変更なく2年延長されました。

5月の税務と労務

一税務

★特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月15日

★個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2)通知期限…5月31日

★自動車税の納付

(1)賦課期日…4月1日

(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日

★4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日

★3月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…5月31日
★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…5月31日

★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…5月31日

★9月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…5月31日

★消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…5月31日

★消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…5月31日

★確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
納期限…5月31日

一労務

★健保・厚保の保険料の納付 納期限…5月31日

企業は人なり

松下電器産業（現パナソニック）を一代で世界屈指の家電メーカーに育てあげた松下幸之助氏は、「松下電器は人を作る会社です。あわせて家電を作つています」という名言を遺しています。▼企業にとっての最大の資産は「人」であることは、革新的が進む現代においても変わることはありません。どれだけ優れたビジネスモデルがあつても、優秀な人材や人材育成がなければ成功に導くことは容易ではありません。▼人の重要性は、経営資源としての「人」を「人

の資源」と呼ぶことでもわかります。人という経営資源が他の経営資源と根本的に異なるのは、その能力や可能性に無限の広がりがあることです。モノ、金、情報の価値は基本的に一定ですが、人の価値はやる気や能力、感情によつて大きく変動します。人が内包するやる気や潜在的な能力を引き出すことが、企業の競争力に直結します。まさに、人を育て、その人を十分に活かしていくことが企業経営の第一のテーマといえるのです。ないでしょうか。